

平成 27 年度第 1 回三重県災害ボランティア支援及び
特定非営利活動促進基金運営委員会 事項書

日時：平成 27 年 7 月 24 日（金）

14:00～15:30

場所：三重県勤労者福祉会館

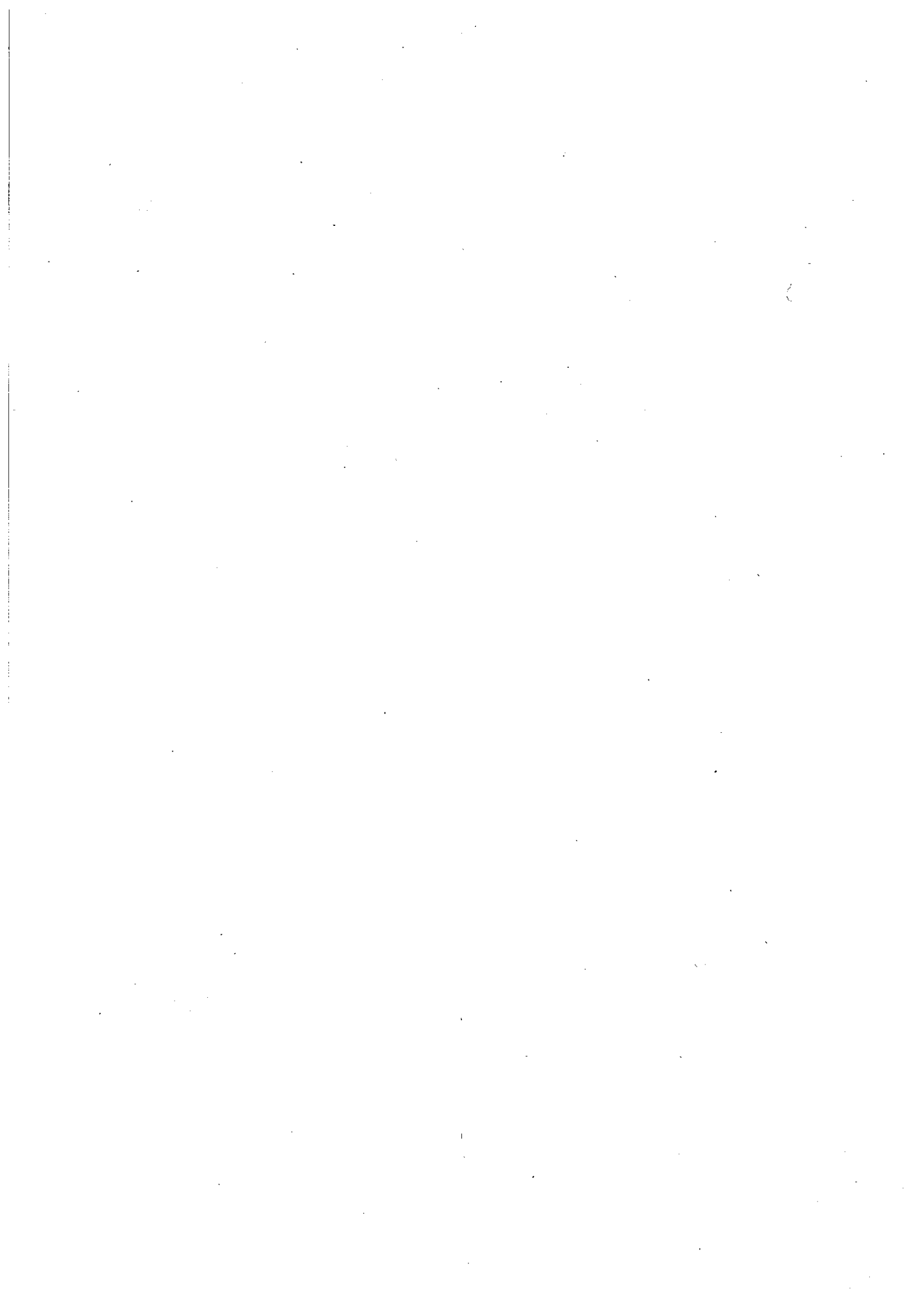
2 階第 2 会議室

1 あいさつ

2 災害時 NPO 活動支援事業【緊急支援活動】について

- ・ 募集要項（案）、今後のスケジュール（案）
- ・ 選定要領（案）、評価基準（案）
- ・ 第 2 回運営委員会、公開プレゼンテーション（案）
- ・ 平成 26 年度の選定作業を振り返って改善すべき点についての意見交換

3 その他



三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金

運営委員会 委員名簿

所属・役職	フリガナ 名前	分野
日本労働組合総連合会 三重県連合会 副会長	ヨシカワ ヒデジ 吉川 秀治	(災害) ボランティアに関する専門知識を有する方
特定非営利活動法人 みえ防災市民会議 議長	ヤマモト ヤスシ 山本 康史	NPOに関する専門的知識を有する方
社会福祉法人三重県共同 募金会 主任	オカムラ ヤヨイ 岡村 弥生	災害時の資金支援に関する専門的知識を有する方
株式会社三重銀総研 調査部 副部長	ベップ タカフミ 別府 孝文	企業の社会貢献に関する専門知識を有する方
社会福祉法人紀宝町社会 福祉協議会 事務局次長 兼鵜殿事務所長	スズキ セイコ 鈴木 生子	災害ボランティアセンターに関する専門的知識を有する方

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金

大規模な災害からの早期の復旧復興のための災害ボランティア活動を支援するとともに、様々な社会的な課題に取り組み特定非営利活動法人等の民間非営利組織の活動を促進するため、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金を設置する。

現状・課題

災害時における
NPOの専門性の
発揮

災害ボランティアセ
ンター運営における
資金面の不安

災害ボランティア関
係のさまざまな主
体の連携不足

社会課題の多様化
によるNPOの役割
の増加

さまざまな主体と連
携・協働する取組の
必要性の高まり

災害ボランティア活動支援

NPOの活動促進

基金事業

① 災害時NPO活動支援事業
災害時に、NPOが行う継続的な取組に対
しての迅速な支援（県とNPOとの協定締結）
（県内災害支援）

② みえ災害ボランティア支援センター事業
迅速なセンター設置によるボランティア活動
の支援（県内・県外大規模災害支援）

③ 災害時に備えたネットワーク強化事業
災害ボランティア関係組織等の基礎調査や
研修・訓練などを通じてのネットワーク強化

④ NPO活動促進事業
NPOによる社会課題解決の取組への支援
（社会課題が顕在化・深刻化する「災害時」
への備えにも繋がる）

災害時の取組

平常時の取組

効果

災害時における
NPO・ボランティア
の活動環境の整備

さまざまな主体の
連携・協働による社
会課題への対応

NPOによる災害に強まらざる

災害時NPO活動支援事業

県内の災害における早期の復旧復興のため、NPOが行う災害時支援活動を支援します

発災直後～2ヶ月程度

A事業 【緊急支援活動】

平常時にNPOと協定を締結し、
災害時に速やかに支援活動を実施

- ① 三重県内に活動拠点があり、被災者支援等のノウハウがあるNPOが行う
- ② 専門性があり、住民同士の共助では難しい活動に対し
- ③ 1団体120万円を上限で支援
- ④ 公募(プレゼンテーション)により選定し
- ⑤ 選定団体と協定書を締結
- ⑥ 発災時には、県の要請に基づき、協定団体は支援活動を実施(県は速やかに資金支援する)

発災後可能な限り速やかに

B事業 【継続支援活動補助】

発災後、支援活動を実施しているNPOの
継続的な支援活動を補助

- ① 発災後、支援活動を行っているNPOが行う
- ② 被災地・被災者のニーズがあり、地域の支援機関と連携して行う1ヶ月以上(実活動日数10日以上)の活動に対し
- ③ 1団体30万円を上限に補助
- ④ 公募(書類審査)により選定し
- ⑤ 選定団体へ補助金を交付
- ⑥ 県民、企業等の方からの寄附金を財源とする

【協定締結団体】

- 平成25年5月1日(公財)三重県国際交流財団(災害時の外国人住民支援)
- 平成27年3月31日(一社)熊野レストレーション(テクニカルボランティアによる災害時の総合支援)

【平成26年度寄附金額】

¥2,790,383円

(ふるさと応援寄附金含む、利子除く)

【平成26年度末基金残高(利子等含む)】

¥3,109,758円

別紙1

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】協定団体募集要項（案）

1 趣旨・目的

- 三重県内で災害が発生した場合において、災害からの早期の復旧復興のため、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用して、NPOが行う専門性やノウハウを生かした被災地・被災者支援活動を支援します。
- 災害時に発生するさまざまなニーズに迅速に対応するため、事前に三重県とNPOが災害時活動協定を締結します。
- 災害発生時には、三重県からの要請を受けて、協定団体は速やかに災害支援活動を実施するとともに、三重県は協定団体に資金支援を行います。

2 対象となる団体

- 次の（1）から（12）の全ての要件を満たす団体とします。
 - （1）災害時に支援活動を行う特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体（以下「NPO」という。）であること。法人格の有無は問いません。
 - （2）三重県内に活動拠点があること。
 - （3）過去の災害において被災地・被災者支援の活動実績があるなど、支援のノウハウを有していること。
 - （4）県全域又は複数の圏域において活動することができること。圏域とは、概ね地域防災総合事務所・地域活性化局管内（桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀、南勢志摩、紀北、紀南）を単位とします。
 - （5）三重県又は県内市町等の総合防災訓練や災害支援にかかる研修等に参加し、平常時から災害時に備えた人材育成と関係づくりに取り組んでいること。
 - （6）ホームページ等の広報媒体を有し、情報発信が随時実施できること。
 - （7）迅速かつ継続的に活動することができる体制があること。
 - （8）設立後1年を経過し、1事業年度以上活動を行っている団体であること。
 - （9）定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること。
 - （10）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
 - （11）特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
 - （12）「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当しないこと。

3 対象となる活動

- 対象となる活動は、次の（１）から（６）の全ての要件を満たす活動とします。
- （１）県内で災害が発生した場合に実施する被災地、被災者にとって効果的な支援活動であること。
 - （２）専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動であること。
 - （３）被災地の災害対策本部やボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動であること。
 - （４）災害発生直後から概ね２か月間に行う活動であること。（被災状況により期間は延長することがあります。）
 - （５）営利を目的とする活動でないこと。
 - （６）特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動でないこと。

※対象となる活動の例

- ・身体、視覚、聴覚、精神、知的、発達などの障がいのある方や介護が必要な方の安否確認、受入施設の調整、生活支援、専門家やヘルパー派遣、相談
- ・外国人住民への多言語情報提供、相談、通訳等の派遣
- ・子どもの居場所づくり、心のケア、学習支援、遊び支援
- ・妊婦、母子の一時避難支援、相談
- ・アレルギーや難病などの方への生活支援、相談
- ・避難所での栄養指導、心やからだの健康相談、傾聴
- ・支援活動団体の連携、コーディネート、被災者支援情報の提供
- ・重機等を用いて行う瓦礫や流木撤去

※対象外の活動の例

- ・一般住民を対象とする炊き出しやボランティアバスの運行

4 対象経費及び上限額、協定団体選定数

- 対象経費は、活動の実施に直接要する「被災地・被災者支援に要する経費」及び「被災状況等の調査に要する経費」です。詳細は別紙を参照してください。
- 以下の経費は対象外とします。
- （１）他の公的機関や民間の団体等の助成を受ける経費
 - （２）団体の経常的な人件費や運営費
 - （３）個人の所有となる物品や個人の食糧費等
- 上限額 120万円（消費税及び地方消費税を含む）
- 協定団体選定数 3団体以内

5 応募方法

- 県関係課との事前意見交換
 - ・災害時支援活動の申出を行う団体は、事前に県関係課と事業計画や災害時に必要とされる支援活動等について意見交換を行い、県が行う災害支援活動との連携や役割分担等について確認してください。
 - ・意見交換結果は、県関係課が、下記提出書類の（４）県関係課意見書（第４号様式）に記載するものとします。
 - ・県関係課が不明な場合は、平成２７年９月１４日（月）までに三重県環境生活部男女共同参画・NPO課NPO班へご連絡ください。

- 申込期限
 - 平成２７年９月３０日（水）１７時必着

- 提出書類
 - 下記の（１）から（９）の書類をセットにして、正本１部、副本６部を下記申込先へ持参又は郵送してください。
 - （１） 災害時緊急支援活動実施申出書（第１号様式）
 - （２） 団体概要書（第２号様式）
 - （３） 活動計画書（第３号様式）
 - （４） 県関係課意見書（第４号様式）
 - （５） 収支予算書（第５号様式）
 - （６） 団体の定款又は規約
 - （７） 役員等一覧表（第６号様式）
 - （８） 直近１か年の事業報告書及び収支決算書（活動計算書）、事業計画書及び収支予算書（活動予算書）又はこれに準ずる資料
 - （９） その他参考になる資料（団体紹介パンフレット、活動実績が分かる資料等）

- 説明会の開催
 - ・当該事業にかかる説明会を下記のとおり開催します。出席予定者は、開催日前日までに下記申込先まで申込をお願いします。
 - ・説明会への出席は、申込にかかる必須要件ではありません。
 - 平成２７年８月下旬～９月上旬 午後７時～ 津市内

- 申込先
 - 三重県環境生活部男女共同参画・NPO課 NPO班

6 選定の方法

○ 選定

提出書類及びプレゼンテーションの内容をふまえ、下記の評価基準に基づいて、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」運営委員が審査を行い、その意見を参考に県が協定団体候補者を決定します。

選定においては、地域及び分野を考慮して選定することがあります。

○ 公開プレゼンテーション

(1) 日時 平成27年10月29日(木)午後(時間等の詳細は、後日通知します)

(2) 場所 三重県勤労者福祉会館2階第2会議室(津市栄町1丁目891番地)

○ 評価基準

(1) 課題把握(災害時の課題が的確に把握されているか)

(2) 活動内容・有効性(課題解決に効果的な取組か、専門性のある活動か)

(3) 事業の実現性(支援のノウハウがあるか、実施体制は十分か)

(4) 情報の収集・発信(支援に必要な情報収集・発信が可能か)

(5) 予算の妥当性

7 選定後の流れ

○ 協定に関する協議

協定団体候補者と、県(男女共同参画・NPO課及び関係課)は、協定の詳細について協議します。

○ 協定締結 平成27年11月(予定)

○ 災害発生時

(1) 三重県は協定書に基づき、協定団体へ支援活動を要請し、協定団体は支援活動を実施します。

(2) 三重県は、協定団体の請求に基づき、必要な経費を概算払いで支払います。

(3) 協定団体は、活動終了後、実績報告書(活動報告書、収支報告書、活動日報)(第7号様式から第9号様式等)を提出し、経費の精算を行います。

○ 平常時

・協定団体は、毎年1回活動状況の報告を行うとともに、翌年度の事業計画書を提出します。

・県と協定団体は、協定にかかる事業計画の協議(見直し)を必要に応じて行います。

8 留意事項

○ 情報公開への同意

審査過程の公平性及び透明性を高めるため、災害時緊急支援活動の概要、団体名を県ホームページ等により公表します。

○ 協定団体の責務

- (1) 災害時緊急支援活動の実績、成果等の情報公開を行います。
- (2) 三重県や市町等が行う総合防災訓練や災害支援にかかる研修等に参加し、災害時に備えた人材育成を行います。
- (3) 行政、社会福祉協議会、NPO、企業、自主防災組織等多様な主体として連携して災害支援活動が実施できるよう、平常時から情報共有やネットワークづくりを行います。
- (4) 県が行う災害支援事業の普及啓発・検証のためにご協力いただきます。
- (5) 三重県個人情報保護条例、三重県会計規則、災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領、その他法令に基づき、事業を適正に行うものとします。

○ 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申出は無効とします。

- (1) 申出する資格のない者が申出したとき
- (2) 申出者が他人の申出の代理をしたとき
- (3) 申出に際して事実と反する申出書を記載するなどの不正行為があったとき
- (4) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき
- (5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申出者に求められる義務を履行しなかったとき

お問い合わせ・申込先

三重県環境生活部男女共同参画・NPO課NPO班 助中 松本
〒514-0009 三重県津市羽所町700番地 アスト津3階
電話 059-222-5981 FAX 059-222-5984
Eメール seiknpo@pref.mie.jp

別紙

対象経費に関する基準

対象経費は、その費用の項目別に下記のとおりとする。

項目	対象となる経費	対象とならない経費
報酬、賃金	被災地で支援活動にかかわるスタッフ及び 団体本部で事業の運営に関わる必要不可欠 なスタッフの人件費 ※団体の給与基準に基づく額とする。	団体の経常的な運営にかかるスタ ッフの人件費
共済費	同上にかかる法定福利費	同上にかかる法定福利費
報償費	外部の専門家や通訳、ボランティアコーディ ネータ等への謝金 ※原則一人あたり1日1万円を上限とする。上限 額を上回る場合は、根拠資料要。	
旅費	支援活動に必要な交通費、ガソリン代(被災 地までの交通費等含む)、宿泊費(食費除く) ※被災地までの交通費は一人あたり1日3千円で 積算してください。 ※ガソリン代は1km15円で積算してください。	
需用費	支援活動に必要な物品、資材、消耗品の購入 費等、印刷製本費	団体の経常的な運営にかかる消耗 品で、支援活動に要したものと判断 が困難なもの 個人所有となる被服費等
通信運搬費	支援活動に必要な通信費、資材等の輸送費、 事業経費の振込手数料等	個人名義の携帯電話等に関する通 信費、支援活動に要したものと判断 が困難なもの
使用料、賃借料	支援活動に必要な機器リース料、レンタカー 使用料、会場使用料、コピー使用料等	
備品購入費 (購入金額5万円 以上の備品)	支援活動に必要な不可欠な機材等の購入 ※知事の事前承認を要します。原則、必要な機材 等は、平常時に団体の負担により整備するものと します。	
その他	その他、支援活動にかかるもので、知事が認 めたもの ※実施期間終了後の支払いにかかる経費につい ては、実施期間中に要したものと認められるものは 対象となります。	・団体の運営及び維持のために要す る経常経費 ・事業の実施に直接必要とは認めら れない団体の活動経費 ・知事の要請前の依頼・支出にかか る経費 ・ボランティア保険料

災害時緊急支援活動実施申出書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

(団体名)

(代表者職氏名)

印

(担当者職氏名)

(連絡先)

(Email)

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領第6条の規定により、関係書類を添えて申し出します。

記

1 支援活動名 「 」

2 必要経費 【 円 】

3 添付書類

- (1) 団体概要書
- (2) 活動計画書
- (3) 県関係課意見書
- (4) 収支予算書
- (5) 団体の定款又は規約
- (6) 役員等一覧表
- (7) 直近1か年の事業報告書及び収支決算書(活動計算書)、事業計画書及び収支予算書(活動予算書)又はこれに準ずる資料
- (8) その他参考となる資料(団体紹介パンフレット、活動実績、防災訓練・研修等の実績がわかる資料等)

4 提出部数(正本1部、副本6部)

団 体 概 要 書

（平成 年 月作成）

団 体 の 種 類	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> 任意団体（法人格なし） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
（ふりがな） 団 体 名			
代表者職・氏名			
三 重 県 内 の 活 動 拠 点	〒		
連 絡 先 等	電 話		FAX
	E-mail		
	HP		
団体設立年月日	年 月	会員数 (社員数)	人
事 務 局 体 制	有給常勤 名 有給非常勤 名 無給 名		
活 動 目 的			
主たる活動地域			
主 な 活 動 実 績 ※平常時の活動実績 及び災害時の支援の 実績もあれば記載し てください。 ※活動内容がわかる ブログなどがあれば、 URLを記載し てください。			

（注）A4版であれば、複数枚になっても結構です。

団体の概要や活動状況がわかるパンフレットや資料などがある場合は、添付してください。

活動計画書

団体名

1 概要

（災害時発生する課題や活動の目的、活動内容の要点を記載してください）

2 災害時に想定される課題

（課題に対する県内の取組状況なども踏まえて記載してください）

3 活動の背景

（災害時緊急支援活動を計画するに至った経緯や背景について記載してください）

4 活動内容

（1）活動（支援）の対象者

（2）活動内容

（貴団体にどのような専門性やノウハウがあり、それらを生かして災害時の課題を解決するためにどのような活動をどのように行うのか、記載してください。）

(3) 活動スケジュール

(発災後、概ね2ヶ月間の活動スケジュールについて記載してください)

5 活動の成果

6 災害時の活動体制

(統括責任者、連絡責任者、現場責任者、経理担当者など具体的に記載してください。また、情報共有や連携する相手方とその内容・役割分担等を記載してください。)

7 活動が可能な地域

8 災害時に備えた平常時の取組内容

(平常時の人材育成や他の団体との関係づくり、マニュアル等の整備状況などについて記載してください。過去の防災訓練や研修の取組実績がわかる資料を添付してください)

(注) A4版であれば、複数枚になっても結構です。参考となる資料があれば、添付してください。

県関係課意見書

申請団体名 _____

■県関係課において記載してください。

県 関 係 課	
担当者所属氏名等	(課) (職・氏名) (連絡先)
当該事業計画に関する 県の取組状況 (市町の取組状況)	
事業計画に 対する意見	
意見記載日	

(事業計画に対する意見の記載例)

- ・当該事業については、災害時の課題に的確に対応しており、災害時に必要かつ効果的であると考えます。
- ・当該事業の実施にあたっては、〇〇とも連携して実施されたい。
- ・災害時には〇〇のような課題も想定されるため、〇〇についての取組も検討していただきたい。

災害時緊急支援活動実績報告書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

(団体名)
(代表者職氏名)

印

(担当者職氏名)
(連絡先)
(Email)

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 支援活動名 【 】

2 支出経費実績(精算)額 【 円 】

3 添付書類

- (1) 活動報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 活動日報
- (4) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- (5) その他参考となる資料(広報資料、写真等)

活動報告書

団体名

1 事業の成果の概要

2 活動内容とその成果

（活動地域、支援対象・人数、計画どおりに実施された点、うまくいった点、うまくいかなかった点及びその理由など記載してください）

3 実施体制

（活動人数や連携団体、うまくいった点、いかなかった点及びその理由など記載してください）

4 その他（今後の活動への教訓や今後の取組など）

（注）A4版であれば、複数枚になっても結構です。参考となる資料があれば、添付してください。

(記載例)

第1号様式

災害時緊急支援活動実施申出書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

(団体名)
(代表者職氏名)

印

(担当者職氏名)
(連絡先)
(Email)

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領第6条の規定により、関係書類を添えて申し出します。

記

- 1 支援活動名 「(〇〇を対象とした)災害時●●派遣(支援・提供・対応)事業
(例)アレルギー疾患を持つ被災者・家族を対象とした相談員派遣事業」
- 2 必要経費 【 1,200,000 円 】
県への申請金額のみを記載してください。
- 3 添付書類
 - (1) 団体概要書
 - (2) 活動計画書
 - (3) 県関係課意見書
 - (4) 収支予算書
 - (5) 団体の定款又は規約
 - (6) 役員等一覧表
 - (7) 直近1か年の事業報告書及び収支決算書(活動計算書)、事業計画書及び収支予算書(活動予算書)又はこれに準ずる資料
 - (8) その他参考となる資料(団体紹介パンフレット、活動実績、防災訓練・研修等の実績がわかる資料等)
- 4 提出部数(正本1部、副本6部)

(記載例)

第2号様式 (災害時緊急支援)

団体概要書

(平成27年●月作成)

団体の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> 任意団体 (法人格なし) <input type="checkbox"/> その他 ()		
(ふりがな) 団体名	特定非営利活動法人〇〇〇〇		
代表者職・氏名	理事長 〇〇〇〇		
三重県内の 活動拠点	〒 団体の所在地、その他の活動拠点など		
連絡先等	電話	●●●-●●●-●●●●	FAX ●●●-●●●-●●●●
	E-mail	●●●●@●●●.●●●.●●	
	HP	http://www.●●●●.●●●●/	
団体設立年月日	●●●●年 ●月	会員数 (社員数)	●●●人
事務局体制	有給常勤 ●●名 有給非常勤 ●●名 無給 ●●名		
活動目的	定款等の目的を記載 (例) アレルギー疾患患者・家族のQOL向上 及び アレルギー疾患への社会認知の向上		
主たる活動地域	「三重県全域」「四日市市・菟野町」等 日常的に活動している地域を記載 (例) 北勢地域 (桑名市、いなべ市、四日市市、木曾岬町、朝日町、川越町、東員町、菟野町)		
主な活動実績	<p>申請団体として通常行っている活動実績については、活動の内容、場所、時期、受益者なども含めて記載。過去年度の事業報告などから転記していただいて構いません。</p> <p>(例) アレルギー疾患患者会のネットワーク構築事業 アレルギー疾患患者の災害時要援護者登録推進事業 等</p> <p>防災啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none">患者、家族会等を対象とした防災啓発講演会の開催 2009年度2件 2010年度3件 2011年度5件 2012年度4件 2013年度10件 2014年度8件アレルギー疾患患者の安否報告システムの構築 2013年10月から登録開始 詳細は添付事業報告書参照 <p>また、災害時に支援活動の実績があれば、時期、災害名、活動内容、体制などについて記載。</p> <p>(例) 被災地支援活動</p> <ul style="list-style-type: none">2011年3月～5月 東日本大震災 活動内容：被災アレルギー疾患患者へのアレルギーフリー非常食の提供 体制：理事長以下3名のスタッフ及び25名のボランティアで実施 (延べ215人・日) 詳細は当団体HPの報告ページ (http://〇〇〇.com/saigai/) 参照		

(注) A4版であれば、複数枚になっても結構です。

団体の概要や活動状況がわかるパンフレットや資料などがある場合は、添付してください。

(記載例)

第3号様式 (災害時緊急支援)

活動計画書

団体名 特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 概要

(災害時発生する課題や活動の目的、活動内容の要点を記載してください)

災害時に発生する◎◎の課題を解決するため(○r課題解決に向けた取組を実施するため)、●●を対象にした△△活動を実施する。

(例) 日本では、全人口の1~2%、乳幼児に限れば約10%の方が何らかの食物アレルギーを持っていると云われています。それほど身近な疾患でありながら、一般での認知はまだまだ十分ではありません。

大規模災害時にはアレルギー疾患患者および家族は健常者より更に困難な状況になりますが、疾患への無理解や誤解により、なかなか必要な支援を受けられず孤立しやすのが現状です。

このような現状を解決するため、災害直後から避難所を巡回してアレルギー疾患患者の安否確認とニーズの把握、必要な食料の提供などを行うと共に、行政や避難所運営者等にアレルギー等慢性疾患患者への配慮を促す啓発・避難所改善提案活動を行います。

2 災害時に想定される課題

(課題に対する県内の取組状況なども踏まえて記載してください)

〇〇は、災害時に、△△の点で◎◎が不足する(要望が高まる)ことが、■■の研究(実績)により確認されている(想定される)ため、▲▲に係る支援が一層求められることになる。当法人は、災害時に増大する〇〇の抱える××の課題を解決するため、〇〇を対象とした▲▲に係る支援活動を実施する。

災害時には、〇〇のため◎◎の課題が深刻なものとなり、細やかな被災者支援活動が要求されるが、▲▲の事情により対応が可能な団体等が少数になると考えられるため、当法人の活動により得られたノウハウを生かして●●を実施することとする。

(例) アレルギー疾患患者は災害時にアレルギーフリーの食事を入手することが困難となるが、避難所等では公助によるアレルギーフリー非常食の備蓄や支援はほとんど無いのが現状です。

また、避難所を運営する行政職員や地域の自治会役員等が、アレルギー疾患への知識を十分に持っていないことも多く、誤解に基づいた発言や配慮の不足した行為がおこなわれがちです。(詳しくは添付した「東日本大震災における支援活動報告書」を参照ください。)

3 活動の背景

(災害時緊急支援活動を計画するに至った経緯や背景について記載してください)

●●の経験を経て、▲▲の事業を実施するに至った。

(例) 当法人理事長はアレルギー疾患当事者でもあり、阪神・淡路大震災で被災した経験から、大規模災害時のアレルギー疾患患者・家族への支援が必要不可欠であると感じ、平常時から定期的にアレルギー疾患患者・家族向けの防災啓発講座を開催したり、アレルギー疾患患者専用の災害時安否確認システムの提案・構築を行ってきました。

東日本大震災では主にインターネット・電話を通じて被災した患者と連絡を取り合いながら、製造企業と協働して、アレルギーフリー非常食配布事業を行いました。想定される被災患者数と比較し支援できた数はごく限られていました。

また、東日本大震災での支援活動の経験から、アレルギーフリー食材の提供など目に見える支援以上に、同じ患者や患者を持つ家族同士の声かけが重要である事が分かったため、今回提案する相談員派遣事業を提案するに至りました。

4 活動内容

(1) 活動(支援)の対象者

(例) 北勢地域で被災したアレルギー疾患等慢性疾患患者を対象と考えています。

想定される潜在対象者 約6千人~1万2千人(北勢地区人口 約60万人のうちの1~2%)

災害の状況によっては、鈴鹿市~津市での活動も検討可能です。

(2) 活動内容

(貴団体にどのような専門性やノウハウがあり、それらを生かして災害時の課題を解決するためにどのような活動をどのように行うのか、記載してください。)

当法人は●●の事業を▲▲年間、□□で行っており、◎◎の専門性を有している。また、平常時から、〇〇と緊密な連携を図り事業を実施していることから、■■に関する人的ネットワークを形成できている。

災害時には、◎◎の専門性や〇〇とのネットワークを生かして、(役割を分担して○r助言を得て)、県の緊急支援活動の要請を受けた●●に係る支援活動を実施していくことが可能である。

(記載例)

被災地の災害ボランティアセンター等と連携をとりながら、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう相互支援を行う。

(例) 当法人はアレルギー疾患患者当事者および家族で構成されており、アレルギー疾患患者に対する支援に必要な専門性を有しています。また、アレルギーフリー非常食を製造している企業やアレルギー疾患を専門とする専門医との日常的なネットワークを有しています。また、アレルギー疾患患者専用の災害時安否確認システムを構築し、事前に要支援者の把握に努めています。

このような「当事者性」と「専門的なネットワーク」、「情報」を活かして、相談員派遣事業を行います。

相談員は2名一組として、アレルギー疾患患者当事者や家族、アレルギー疾患の知識を持つ人で構成し、事前に安否確認システムに登録されていた方のご自宅や、被災地で設置された避難所を巡回します。

巡回時には企業から提供を受けたアレルギーフリー食の提供を行うと共に、避難所にいるアレルギー疾患患者の現状の把握や悩みの相談業務を行い、ニーズの収集と精神的な支援を行います。

そこで得た悩み事やニーズをもとに、本人からはなかなか言い出しにくい要望を行政や避難所運営者に伝えたり、アレルギー疾患患者の知識やサポートのために必要なノウハウを伝える啓発活動につなげます。

(3) 活動スケジュール

(発災後、概ね2ヶ月間の活動スケジュールについて記載してください)

過去の災害支援活動の経験から、被災者は被災直後の◎◎の状況から△△の状態へと変化していくため、災害発生直後は■の事業を実施し、概ね1か月経過後からは、▲▲を支援する事業を実施する。

(例) 発災直後は一刻も早くアレルギーフリー非常食を届けることができるよう、要支援者の情報収集とアレルギーフリー食の調達を行います。また、現地を回る巡回チームのスタッフを募集します。

被災地内の移動の安全が確保でき次第、巡回チームにアレルギーフリー食の提供を理由に、要支援者データベースに掲載されている方と、各地で設置されている避難所に廻り、新たな要支援者の発見に努めます。

被災から2週間程度を目処に要支援者のリストを整理し、アレルギー専門医の方を交えた支援チームで個々の被災生活状況に合わせた支援プランを検討します。

被災から1ヶ月以降は巡回ベースを落としながら1人ひとりに掛ける時間を多くし、物資支援から傾聴による心の支援に切り替えていきます。

支援対象者のうち、医療や介護への橋渡しが必要と判断されるケースは、原則本人同意の下に地域の医療機関や保健師に情報提供して支援を求めます。

5 活動の成果 (想定される活動の成果)

◎◎のために▽▽を実施する事業を実施することにより、○○の課題を解決する(○○の課題解決に資する■を達成する)ことが可能となり、災害からの復旧に貢献できる。

(例) アレルギー疾患を持つ被災者やその家族が安心して復旧・復興に取り組むことができるようになる。

専門家に任せることにより、無知ゆえに人を傷つけたり、命を危険にさらすことが無くなる。

6 災害時の活動体制

(統括責任者、連絡責任者、現場責任者、経理担当者など具体的に記載してください。また、情報共有や連携する相手方とその内容・役割分担等を記載してください。)

(例) 総括責任者：理事長 ○○○○ 実務責任者：△△△△理事 会計責任者：□□□□事務局長

連携想定先：○○市健康福祉課 (●●事業において日常的に連携して取り組んでおり、災害時の活動についても意見交換をしている)

○○市社会福祉協議会 (○○市ボランティア連絡協議会に加盟し、日常的に担当者と接点を持っている)

災害ボランティアセンター設置の際には情報交換するよう申し交わしている)

株式会社□□ (アレルギーフリー食品を製造・販売しており、災害時にはアレルギーフリー非常食の提供をして頂けるよう申し交わしている)

NPO 法人アレルギー△△ (アレルギー疾患患者・家族を支援している全国的なネットワーク組織)

災害時の相互支援について申し交わしている。)

7 活動が可能な地域 (大規模災害時に活動が可能な地域)

(例) 主に北勢地域。

被災状況によっては鈴鹿市、津市程度を想定していますが、北勢地区以外は行政・社協等との繋がりが無いため、協定締結できた際には三重県と相談したうえで、連携訓練等を行っておきたい。

8 災害時に備えた平常時の取組内容

(平常時の人材育成や他の団体との関係づくり、マニュアル等の整備状況などについて記載してください。過去の防災訓練や研修の取組実績がわかる資料を添付してください)

平常時から災害時に備えて、災害時に○○を支援するための「災害時○○支援活動マニュアル」を整備しているところである。また、理事会においてマニュアルを勉強する機会を設け、かつ常に災害時の当法人の取組や役割について認識を深めている。

(記載例)

そのほか、災害時における■■のノウハウを習得するため、東海ブロックで毎年開催される○○支援研修を受講し、会員（理事・社員等）の災害時対応能力の向上と、他の団体との関係性構築を図っている。

(例) 当法人は災害時に備えて以下のような取組を行っています。

- ・災害時に備えたアレルギー疾患患者・家族専用の安否確認システムを運用しています。
(詳細は添付リーフレット、システムのwebサイトをご覧ください)
- ・各地のアレルギー疾患患者、家族会に向けた防災啓発の場に講師を派遣しています。
(詳細は別途添付の事業報告書をご覧ください)
- ・○○市の開催している市総合防災訓練で実施される避難所開設訓練に参加しています。(2014年度から)
- ・この事業計画を三重県にご承認いただき、協定提携となったら、災害時アレルギー疾患患者・家族相談員の養成講座を開催し、事前に応援してくれるスタッフを養成します。

(注) A4版であれば、複数枚になっても結構です。参考となる資料があれば、添付してください。

(記載例)

第4号様式 (緊急支援活動)

県関係課意見書

申請団体名 _____

■県関係課において記載してください。

県 関 係 課	
担当者所属氏名等	(課) (職・氏名) (連絡先)
当該事業計画に関する 県の取組状況 (市町の取組状況)	
事業計画に 対する意見	
意見記載日	

(事業計画に対する意見の記載例)

- ・当該事業については、災害時の課題に的確に対応しており、災害時に必要かつ効果的であると考えます。
- ・当該事業の実施にあたっては、〇〇とも連携して実施されたい。
- ・災害時には〇〇のような課題も想定されるため、〇〇についての取組も検討していただきたい。

(記載例)

第5号様式 (災害時緊急支援)

収支予算書

団体名 特定非営利活動法人〇〇〇〇

【収入】

収入	金額 (単位:円)	積算根拠 (数量、単価など)
委託料	1,200,000	三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金より
自主財源	176,800	団体の予備費より拠出
寄附	200,000	株式会社〇〇 インターネット寄附サイトの活用 街頭募金 等
収入計	1,576,800	

【支出】

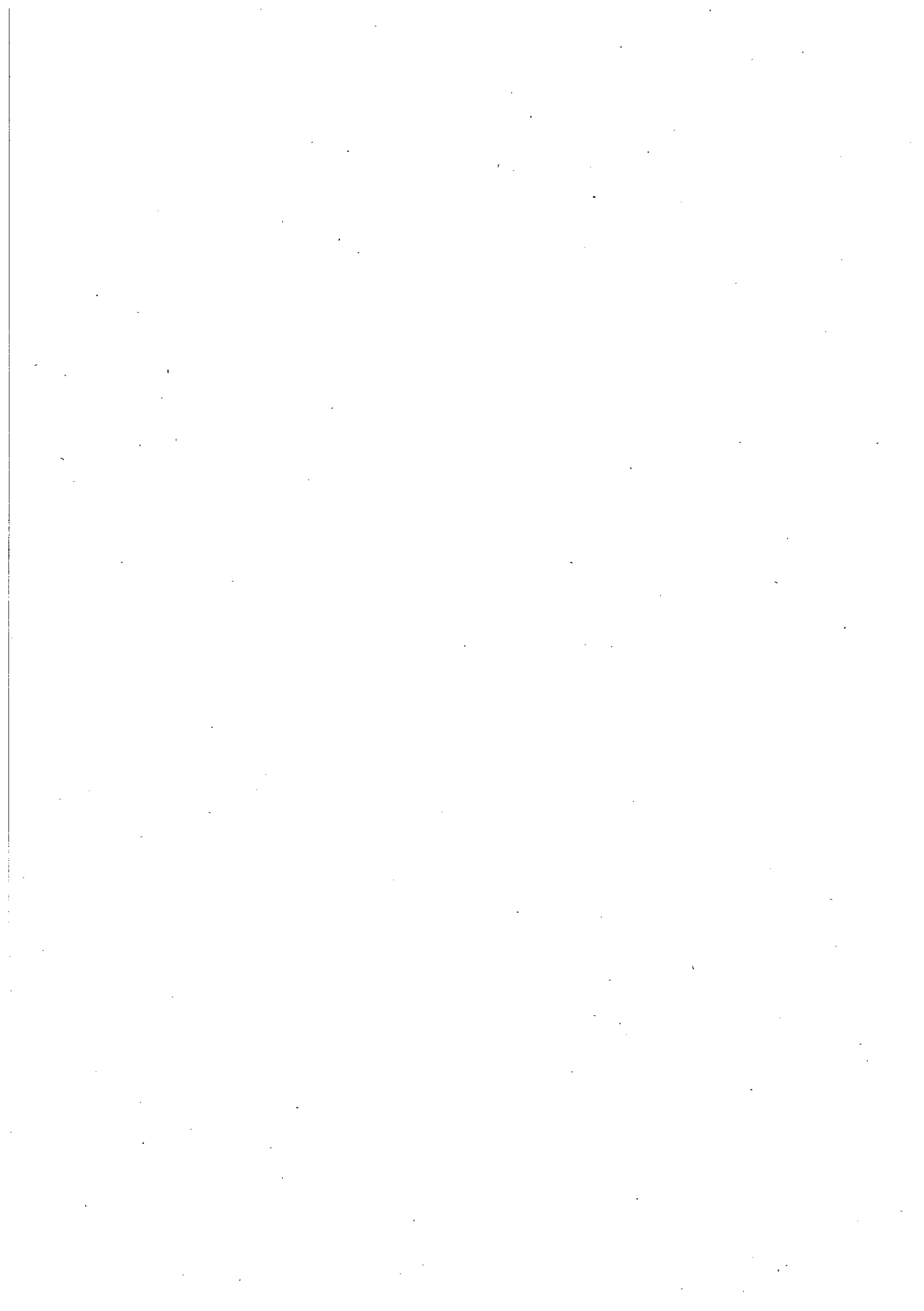
支出	金額 (単位:円)	積算根拠 (数量、単価など)
賃金	720,000	巡回スタッフ日当 3,000円/日×30日×2月×4人=720,000円
需用費	200,000	消耗品費 100,000円 印刷製本費 (啓発チラシ印刷) 100,000円
通信運搬費	150,000	団体保有携帯電話の通信料 25,000円×2月×3台=150,000円
使用料、賃借料	300,000	車リース代 75,000円×2月×2台=300,000円
燃料費	90,000	150円×50 ×30日×2月×2台 = 90,000円
小計	1,460,000	
消費税及び地方消費税 (8%)	116,800	
支出計	1,576,800	

別紙 2

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】協定団体選定に係るスケジュール（案）

- 1 募集開始 平成 27 年 8 月中旬～下旬
- 2 説明会 平成 27 年 8 月下旬～9 月上旬
- 3 申出書提出期限 平成 27 年 9 月 30 日（水曜日） 17 時
- 4 委員に企画提案資料配布 平成 27 年 10 月 15 日（木曜日）
- 5 プレゼンテーション案内 平成 27 年 10 月 15 日（木曜日）
- 6 プレゼンテーション 平成 27 年 10 月 29 日（木曜日） 午後
（1 団体あたり プレゼン 20 分、質疑 25 分）
- 7 審査 平成 27 年 10 月 29 日（木曜日）
- 8 選定結果の通知 平成 27 年 10 月 30 日（金曜日）

※ 候補者団体との協議を経て、候補者団体と協定締結



災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】選定要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領第7条に基づき、協定団体を選定することに関し必要な事項を定める。

(協定団体)

第2条 災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】の協定団体は、公募するものとする。

- 2 協定団体に対する仕様については、別紙1のとおりとする。
- 3 協定団体の選定にかかる日程は、別紙2のとおりとする。

(選定業務)

第3条 男女共同参画・NPO課は、選定にあたりプレゼンテーションを実施する。

- 2 「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」(以下「運営委員会」という。)の各委員(別紙3)は、プレゼンテーションに参加し、申出内容の聴き取りを行うものとする。

(評価)

第4条 運営委員会の各委員は、別紙4の「評価基準」により、申出内容を評価し、その結果を別紙5の評価表に記入する。

- 2 男女共同参画・NPO課は、前項の評価結果を別紙6の評価集計表により集計する。

(選定)

第5条 男女共同参画・NPO課は、運営委員会の各委員の評価を参考に、協定団体候補者を選定するものとする。

- 2 前項の選定にあたっては、各評価項目について、過半数の委員の評点が評点満点比50%未満のものがある提案は失格とする。
- 3 第1項の選定にあたっては、各委員の評点合計を集計した評点総合計満点比80%以上の提案について、地域及び分野を考慮し、選定するものとする。
- 4 運営委員会の各委員は、提案者に対し、今後の活動についての助言を付すことができる。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、男女共同参画・NPO課で決定する。

附 則 この要領は、平成25年1月15日から適用する。

別紙4

評価基準について(案)

- 1 課題把握 【20点】
 - ① 災害時に予想される課題についての的確に把握しているか。 【10点】
 - ② 事業の目的は明確になっているか。 【10点】

 - 2 活動内容・有効性 【30点】
 - ① ニーズへの対応、課題の解決のために効果的な取組か。 【10点】
 - ② 専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動か。 【10点】
 - ③ 活動に必要な連携先の連携が得られているか。 【10点】

 - 3 事業の実現性 【30点】
 - ① 過去の被災地の活動実績があるなど、支援に必要な専門性やノウハウを有しているか。 【10点】
 - ② 事業を実施するための人員等の確保や組織体制はできているか。 【10点】
 - ③ 事業を実施するために必要な取組(研修・訓練・連携など)を平常時から行っているか。 【10点】

 - 4 情報の収集・発信 【10点】
 - ① 事業の実施に必要な情報を的確に収集することができるか。 【5点】
 - ② 災害時に必要な情報を必要な支援者へ周知、発信することができるか。 【5点】

 - 5 予算の妥当性 【10点】
 - ① 事業の実施に必要な経費を適切に見積もっているか 【10点】
- 【評点総合計 100点】

※1 各項目(1~5)について、委員の過半数が50%未満であれば失格
(選定要領第5条2項)

※2 各委員の評点を集計した評点総合計中80%以上のものから協定団体候補者を選定
(選定要領第5条3項)
(100点×5人×0.8=400点以上)

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金
災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】評価表

委員名(氏名)	印	平成27年10月29日
---------	---	-------------

		配点	
1 課題把握			
①	災害時に予想される課題について的確に把握しているか	10	
②	事業の目的は明確になっているか	10	
小計		(20点)	
2 活動内容・有効性			
①	ニーズへの対応、課題の解決のために効果的な取組か	10	
②	専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動か	10	
③	活動に必要な連携先の連携が得られているか	10	
小計		(30点)	
3 事業の実現性			
①	過去の被災地の活動実績があるなど、支援に必要な専門性やノウハウを有しているか	10	
②	事業を実施するための人員等の確保や組織体制はできているか	10	
③	事業を実施するために必要な取組(研修・訓練・連携など)を平常時から行っているか	10	
小計		(30点)	
4 情報の収集・発信			
①	事業の実施に必要な情報を的確に収集することができるか	5	
②	災害時に必要な情報を必要な支援者へ周知、発信することができるか	5	
小計		(10点)	
5 予算の妥当性			
①	事業の実施に必要な経費を適切に見積もっているか	10	
小計		(10点)	
評価点 合計		(100点満点)	

別紙6-1

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】評価集計表

評価点 集計表

提案団体名	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	評価点 合計	基準点 (評価点合計 400点以上)	順位	失格要件 ※
A	0	0	0	0	0	0		1位	0
B	0	0	0	0	0	0		1位	0
C	0	0	0	0	0	0		1位	0
D	0	0	0	0	0	0		1位	0
E	0	0	0	0	0	0		1位	0

※項目別で得点50%未満の委員数が3人以上の件数

評価集計表

団体名(A)	配点	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	合計 評価点	50%未満 (委員数)
1 課題把握								
① 災害時に予想される課題についての確に把握しているか	10							
② 事業の目的は明確になっているか	10							
小計 (20点)		0	0	0	0	0		0
2 活動内容・有効性								
① ニーズへの対応、課題の解決のために効果的な取組か	10							
② 専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動か	10							
③ 活動に必要な連携先の連携が得られているか	10							
小計 (30点)		0	0	0	0	0		0
3 事業の実現性								
① 過去の被災地の活動実績があるなど、支援に必要な専門性やノウハウを有しているか	10							
② 事業を実施するための人員等の確保や組織体制はできているか	10							
③ 事業を実施するために必要な取組（研修・訓練・連携など）を平常時から行っているか	10							
小計 (30点)		0	0	0	0	0		0
4 情報の収集・発信								
① 事業の実施に必要な情報を的確に収集することができるか	5							
② 災害時に必要な情報を必要な支援者へ周知、発信することができるか	5							
小計 (10点)		0	0	0	0	0		0
5 予算の妥当性								
① 事業の実施に必要な経費を適切に見積もっているか	10							
小計 (10点)		0	0	0	0	0		0
評価点 合計	(100点満点)	0	0	0	0	0	0	

○ 基準点400点以上

平成 27 年度第 2 回三重県災害ボランティア支援及び
特定非営利活動促進基金運営委員会 事項書 (案)

日時 平成 27 年 10 月 29 日 (木) 11:00~17:00

場所 三重県勤労者福祉会館 2 階第 2 会議室・6 階第 4 会議室

【11:00~12:00 第 4 会議室】

1. 災害時 N P O 活動支援事業 審査方法等の確認

【13:00~ 第 2 会議室】

2. 公開プレゼンテーション
(各団体 説明 15 分、質疑 20 分)

【プレゼンテーション後 第 4 会議室】

3. 審査
・採点、集計結果の確認、選定等理由の確認、コメント作成

【審査終了後 第 4 会議室】

4. その他

<平成26年度の例>

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】
プレゼンテーション

平成27年3月9日(月)

みえ県民交流センター ミーティングルーム

No.	発表時間	発表者
	13:00~13:05	委員のご紹介、プレゼンテーションの進め方について
1	13:05~13:40	特定非営利活動法人赤目の里山を育てる会 里山シェルターでハンディキャップ子を救い隊
2	13:45~14:20	一般社団法人日本非常食推進機構 避難所での栄養指導
3	14:25~15:00	一般社団法人熊野レストレーション チェーンソー等が必要な特殊ニーズ対応を含む、テクニカルボランティアによる災害時の総合支援
4	15:05~15:40	一般社団法人三重県鍼灸師会 被災者、復旧作業に携わる方々を対象とした健康保持、ケガ故障予防、体調不良改善のための鍼灸施術ケア活動

※発表の順番は申出書受付順です。

(案)

平成 年 月 日

様

三重県環境生活部
男女共同参画・NPO課長

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】にかかる公開プレゼンテーションの
実施について

このことについて、下記のとおり実施いたしますので、ご出席いただきますようお願い
いたします。

記

- 1 日時：平成27年10月29日（木）〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
- 2 場所：三重県勤労者福祉会館2階第2会議室（津市栄町1丁目891番地）
- 3 プレゼンテーションの進め方
 - ・プレゼンテーションの時間配分は、提案者からの発表15分、委員からの質疑20分です。質疑に対する回答は、簡潔にお願いします。
 - ・1団体あたりの発表者は、3名以内とします。
 - ・発表は、今回申出をした内容に沿って行ってください。
 - ・パワーポイントを利用する場合は、10月23日（金）までに連絡をお願いします。
 - ・当日の資料配布は、ご遠慮ください。
- 4 審査結果の連絡
 - ・審査結果は、10月30日（金）17:00までに電話等で連絡します。
 - また、後日審査結果を文書で連絡します。

事務担当 男女共同参画・NPO課
NPO班 助中
Tel：059-222-5981 Fax：059-222-5984
E-mail：seiknpo@pref.mie.jp

(案)

平成27年 月 日

様

三重県環境生活部長

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】審査結果について（通知）

このたびは、災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】の協定団体に申し出いただき、ありがとうございました。審査の結果、下記のとおり、協定団体候補者として選定されましたのでお知らせします。（審査の結果、今回は残念ながら貴団体は不選定となりました。今回の審査結果を下記のとおりお知らせしますので、今後の活動の参考としてください。）

記

1. 審査結果
選定（不選定）

2. コメント

3. 各審査項目の評価点数

事業名	項目1 (20点 ×5)	項目2 (30点 ×5)	項目3 (30点 ×5)	項目4 (10点 ×5)	項目5 (10点 ×5)	合計 (100点×5 =500点)
	課題把握	活動内容・有効性	事業の実現性	情報の収集・発信	予算の妥当性	

事務担当：男女共同参画・NPO課
NPO班 助中・松本
電話：059-222-5981 FAX：059-222-5984
メールアドレス：seiknpo@pref.mie.jp

平成26年度の選定に係る作業を振り返って改善すべき点について

【1 募集要項について】

(論点例)

- ・提出書類について、選定作業に必要な書類となっているか。
- ・説明会の開催は、津市だけでよいか。(昨年度は、四日市市<4名>・津市<8名>・伊勢市<1名>の3か所で開催。<>内は参加者数)
- ・募集要項の記載内容に、過不足はないか。

【2 評価基準について】

(論点例)

- ・災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】の「趣旨・目的」や「対象団体」、「対象となる活動」に照らして、評価項目に問題はないか。
- ・同様に、配点に問題はないか。

【3 公開プレゼンテーション・審査の方法について】

(論点例)

- ・公開プレゼンテーション(各団体:説明15分、質疑20分)のやり方に問題はないか。
- ・採点やコメント作成等の審査のやり方に問題はないか。

【4 スケジュール】

(論点例)

- ・募集から審査までのスケジュールに問題はないか。
- ・選定作業に必要な期間は確保されているか。

【5 その他】

(論点例)

- ・その他、平成26年度の選定作業を振り返って、改善すべき点はないか。

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例

平成二十四年三月二十七日

三重県条例第二号

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例をここに公布します。

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例

(設置)

第一条 災害ボランティア活動を支援するとともに、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の民間非営利組織の活動を促進するため、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第二条 この条例において「災害ボランティア活動」とは、大規模な災害によって被災した県内外の地域における復旧復興のために、自主的かつ主体的に行われる活動及び当該活動が迅速かつ円滑に行われるようにするための活動をいう。

(積立て)

第三条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

参考

「議案第19号 三重県災害ボランティア支援及び
特定非営利活動促進基金条例案」に対する附帯決議

- 1 当面、基金の設置の目的を達成するために必要な経費については、災害ボランティア活動の支援を目的とするものに限定すること。
- 2 この条例の施行後、災害ボランティア活動の状況等、様々な状況を勘案し、県民や県内企業等からより多くの寄附を募ることが可能となるよう、条例の規定等について検討を加え、適宜必要な見直しを講ずること。

以上決議する。

平成24年3月15日

予算決算常任委員会

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例（平成24年三重県条例第2号。以下「条例」という。）第八条に基づき、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金（以下「基金」という。）の管理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「NPO」とは、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- 一 非営利の活動を行っている民間の団体であること（但し、法人格の有無は問わない）
- 二 定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること
- 三 継続した活動が期待されるものであること
- 四 宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動ではないこと
- 五 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと

2 この要綱において、「災害時」とは、次に掲げるいずれかの期間をいう。

- 一 みえ災害ボランティア支援センターが設置され、閉鎖されるまでの期間
- 二 知事が特に認める期間

第2章 基金の造成

(基金の造成)

第3条 基金は、一般会計積立金、県民や企業等からの寄附金及びこの基金の運用から生ずる収益を財源とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、造成する。

2 条例第二条に規定する災害ボランティア活動又はNPO活動の促進を図るための事業資金として受納した寄附金は、予算に計上して、この基金に積み立てなければならない。

第3章 基金の処分

(基金の処分)

第4条 条例第六条の規定に基づき基金を処分することができる事業は次に掲げる事業とする。

- 一 災害時NPO活動支援事業
- 二 みえ災害ボランティア支援センター事業
- 三 災害時に備えたネットワーク強化事業

四 NPO活動促進事業

- 2 前項第一号及び第二号の事業については、災害時に、別に定めるところにより実施されるものに対して、その経費の財源に充てることができる。
- 3 第1項第三号及び第四号の事業については、別に定めるところにより実施されるものに対して、その経費の財源に充てることができる。

第4章 基金の運営

(運営委員会)

第5条 基金制度、事業選定等に関し、検討を行うため、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、学識経験を有する者等の中から知事が委嘱する。
- 3 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は別途定める。

(広報)

第6条 基金の運用状況等については、ホームページ等により広報を行うものとする。

(庶務)

第7条 基金に関する庶務は、環境生活部男女共同参画・NPO課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金実施要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項第1号の事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、災害時に発生する多様なニーズに迅速に対応するため、平常時からさまざまな分野のNPOと協定を締結し、NPOがもつ専門性やノウハウを生かした被災地・被災者支援を行うことにより、災害からの早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

(対象となる団体)

第3条 この事業の対象となる団体は、災害時に支援活動を行う特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体(以下「NPO」という。)とし、次の各号をすべて満たすものであること。

- 一 三重県内に活動拠点があること。
- 二 過去の災害において被災地・被災者支援の活動実績があるなど、支援のノウハウを有していること。
- 三 県全域又は複数の圏域において活動することができること。
- 四 三重県又は県内市町等の総合防災訓練や災害支援にかかる研修等に参加し、平常時から災害時に備えた人材育成と関係づくりに取り組んでいること。
- 五 ホームページ等の広報媒体を有し、情報発信が随時実施できること。
- 六 迅速かつ継続的に活動することができる体制があること。
- 七 設立後1年を経過し、1事業年度以上活動を行っている団体であること
- 八 定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること。
- 九 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 十 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- 十一 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当しないこと。

(対象となる活動)

第4条 この事業の対象となる活動は、次の各号をすべて満たすものとする。

- 一 県内で災害が発生した場合に実施する被災地、被災者にとって効果的な支援活動であること。
 - 二 専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動であること。
 - 三 被災地の災害対策本部やボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動であること。
 - 四 発災後、概ね2か月間に行う活動であること。
- 2 前項第4号の期間については、被災地、被災者の状況により延長することができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、対象外とする。
- 一 営利を目的とした活動
 - 二 特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動

(対象となる経費)

第5条 この事業で対象となる経費については、活動の実施に直接要するもので、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 被災者・被災地支援に要する経費
 - 二 被災状況等の調査に要する経費
 - 三 その他活動に必要な経費で知事が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、対象外とする。
- 一 他の公的機関や民間の団体等の助成を受ける経費
 - 二 団体の経常的な人件費や運営費
 - 三 個人の所有となる物品や個人の食糧費等
- 3 第1項の経費については、120万円を上限とする。

(実施申出)

第6条 第4条第1項に定める活動を行おうとする者は、災害時緊急支援活動実施申出書に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 一 団体概要書
- 二 活動計画書
- 三 県関係課意見書
- 四 収支予算書
- 五 団体の定款又は規約

六 役員等一覧表

七 直近1か年の事業報告書及び活動決算書、事業計画書及び活動予算書又はこれに準ずる資料

八 その他参考となる資料

(選定)

第7条 知事は、前条の申出があったときは、別に定める選定要領に基づき、協定団体候補者を選定するものとする。

2 前項の選定にあたっては、地域や分野を考慮して選定することができるものとする。

3 前2項の選定にあたっては、要綱第5条の規定に基づいて設置される「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の委員の意見を求めるものとする。

(協定)

第8条 知事は、前条により選定された協定団体候補者と次に掲げる事項について協議するものとする。

一 災害時に実施する活動について

二 支援活動の要請手続きについて

三 費用の負担について

四 平常時からの協力体制について

五 協定の解消について

六 その他諸条件について

2 前項の協議が整ったときは、前条により選定された候補者（以下「協定団体」という。）と災害時緊急支援にかかる協定を締結するものとする。

3 前項の協定の締結にあたっては、協定書を作成し、第1項各号に掲げる項目に関する細目について規定するものとする。

(協力の要請)

第9条 知事は、災害時において必要と認めた場合は、前条の協定に基づき、協定団体に支援活動の実施を書面により要請するものとする。

2 前項の要請については、緊急を要する場合は、電話、口頭等で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

3 知事は、前2項の要請を行ったときは、第8条の協定に基づき、費用の全部又は一部を概算払により支払うものとする。

(事業の変更)

第10条 知事及び協定団体は、第8条第3項で締結した協定書に定める同条第1項第1号の事項を変更する必要があるときは、書面で協議しなければならない。

2 前項の協議は、緊急を要する場合は、電話、口頭等で協議し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(状況報告)

第11条 協定団体は、知事の求めがあったときは、事業の遂行状況について知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 協定団体は、第9条により要請された活動が終了したときは、速やかに災害時緊急支援活動実績報告書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 活動報告書
- 二 収支報告書
- 三 活動日報
- 四 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- 五 その他知事が必要とする資料

2 協定団体は、事業費が確定したときは、速やかに概算払精算書を知事に提出するものとする。

3 知事は、概算払精算書の内容を審査し、事業費を精算する。なお、精算残金があるときは、協定団体は知事が定める期日までにその残額を返還するものとする。

(要請の取消)

第13条 知事は、協定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による支援活動の要請の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 支援活動の実施について不正又は不誠実な行為をしたと知事がみとめたとき。
- 二 活動経費を第9条で要請した支援活動以外の用途に使用した場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、本要領、協定書等に違反し、事業の目的を達することができないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により要請を取り消すときは、その旨を書面により通知するものとする。

(返還)

第14条 知事は、前条の規定により支援活動の要請を取り消した場合において、既に活動経費が支払われている場合は、当該経費の全部又は一部について期限を定めて、協定団体に返還させるものとする。

(財産の管理)

第15条 協定団体は、事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)のうち価格が10万円を超えるものについては、知事の承認を受けないで、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該取得財産等の原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に規定する耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

(書類の保管)

第16条 協定団体は、事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(情報公開)

第17条 協定団体は、事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。

2 協定団体は、知事が事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

(事業報告)

第18条 協定団体は、毎年、別に定める期日までに事業報告書及び翌年度の事業計画書を知事へ提出するものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年1月15日から施行する。

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会 設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金実施要綱（以下「要綱」という。）第5条に定める運営委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この委員会は、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

- 2 委員は5名以内とする。
- 3 委員の互選により1名を委員長とし、1名を副委員長とする。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠により就任した委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 7 委員会の事務局は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に設置する。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会を招集する。

- 2 委員長は、委員会を統括し、議事を進行する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は次の事項について検討等を行う。

- (1) 基金制度のあり方に関する検討、助言
 - (2) 要綱第4条第1項各号に定める事業に係る検討、審査及び選定等に関する助言
 - (3) その他、委員長が各委員に諮り、必要と認められた事項
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 委員会にかかる事項で定めのない事項については、事務局で定めるものとする。

附則 この要綱は、平成24年9月24日から施行する。

